

浦安市健全な財政運営に関する条例施行に伴う基準

(目的)

第1条 この基準は、浦安市健全な財政運営に関する条例（令和4年条例第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(財政調整基金の年度末残高)

第2条 条例第11条の規定による財政調整基金の年度末残高は、各施策の推進のためその活用を図りながらも、年度間の財源調整や災害復旧などに対応するため、年度末残高が50億円を下回ることがないように努めるものとする。

(独自の財政健全化基準)

第3条 条例第17条第1項の規定による、独自の財政の健全化に関する比率は、次のとおりとする。

	早期健全化基準	
	財政健全化法 A	独自基準(A×0.6)
実質公債費比率	25.0%	15.0%
将来負担比率	350.0%	210.0%

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。